

電子申請・届出システムについて

令和6年7月29日『地方公共団体向け「電子申請・届出システム」利用準備セミナー』

厚生労働省 老健局高齢者支援課

介護業務効率化・生産性向上推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

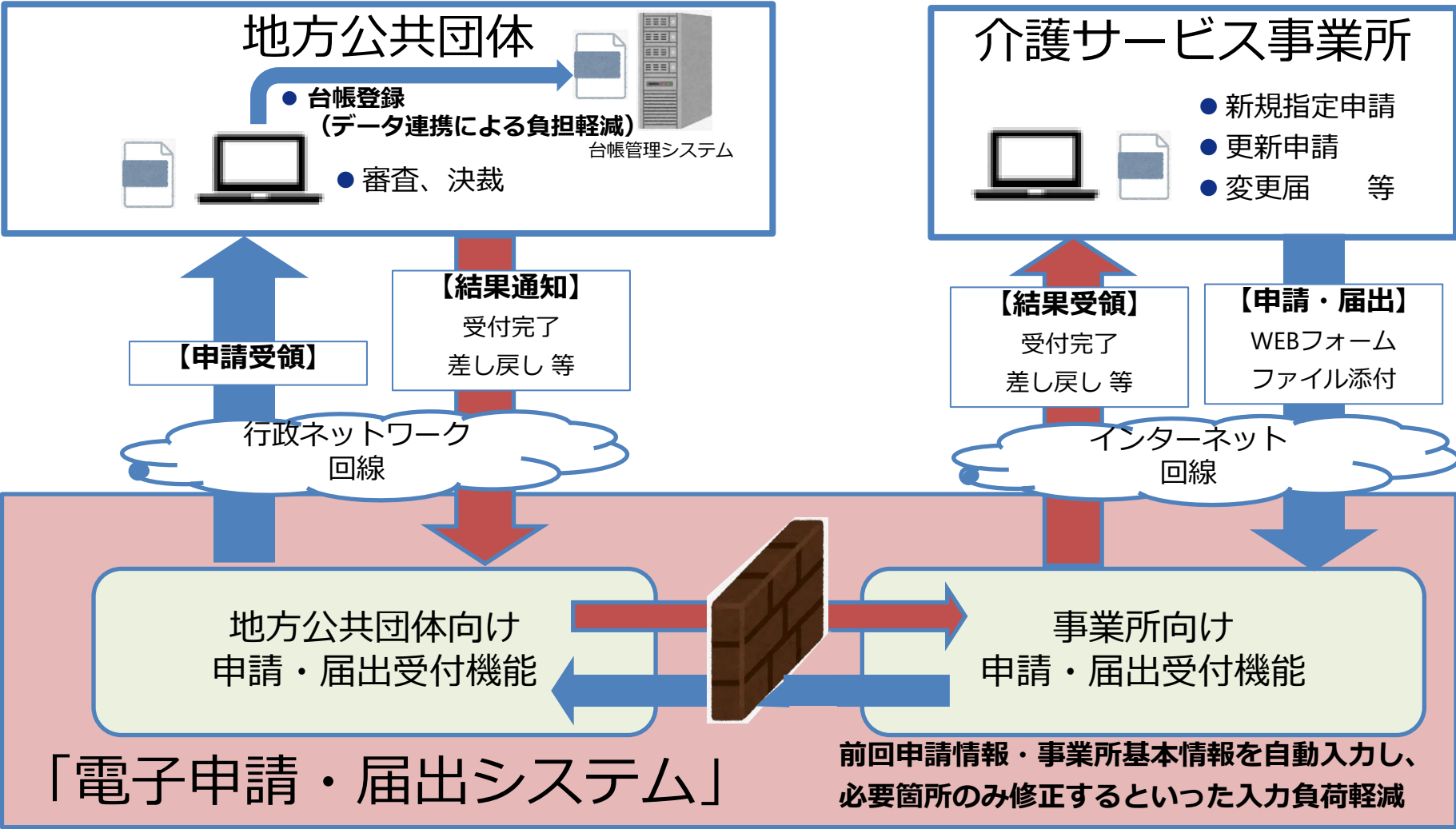
電子申請届出システム整備の背景・目的

- デジタル手続法において、地方公共団体の手続について電子情報処理組織等により行うことができるようにするための施策に関し、国は、支援等に努めることとされている。
- デジタル3原則（デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッドワンス トップ）のもと、**地方公共団体の行政手続についても、オンライン化が努力義務とされている。**
- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の中で、「書面・押印・対面を前提とした我が国の行政手続の制度・慣行を抜本的に見直し、**デジタル技術を活用し、いつでも、どこでも、簡便に行政手続を行うようにすること**で、国民生活の質を高め、個人や事業者が新たな付加価値を創出しやすい社会を構築すること」等が記載されている。
- 「規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）」において、「介護サービスに係る指定及び報酬請求（加算届出を含む）に関連する申請・届出について、介護事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請・届出を簡易に行い得ることとする観点から、介護事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、**介護事業者の選択により、厚生労働省の「電子申請届出システム」を利用して、申請・届出先の地方公共団体を問わず手続を完結し得ることとするための所要の法令上の措置を講ずる**」としており、**令和7年度までに全ての地方公共団体で電子申請届出システムを利用開始することとしている。**

電子申請・届出システムについて

令和4年下半期より、介護保険法に基づき厚生労働大臣が定める
介護事業所や施設の指定申請や各種届出のシステム化（WEB入力）の運用開始

※令和7年度までに、全ての指定権者（約1,800団体）において利用開始・システム利用の原則化



電子申請・届出システムの機能（介護サービス情報公表システムの拡張）

「介護サービス情報公表システム」をベースに以下のような機能改修を行い同システムのサブシステムとして「電子申請届出システム」を開発

機能	概要
①GビズID によるログイン	介護サービス事業所が「GビズID」を用いて指定申請機能にログインできる ※GビズID・・・行政手続等において手続を行う法人等を認証するための仕組み （法人・個人事業主向け共通認証システム）
②申請・添付ファイルの提出	介護サービス事業所は、オンラインにより新規指定申請、変更届出、更新申請等について、必要な項目を入力、またファイルをアップロードし、提出することができる。その他、以下を行うことができる。 ● 提出した申請・届出の様式一式をダウンロードし、印刷する ● 加算の届出等について、添付書類としてアップロードして提出する ● 提出した申請・届出の受付状況を申請一覧上で確認する ● 新たな申請・届出を行う際には、前回の申請情報に基づいて入力内容がプリセット表示される
③提出通知	事業所からの申請・届出等の提出を指定権者に通知する。 指定権者は提出された申請・届出の様式等一式を画面にて確認する。 ダウンロードや印刷が可能であり指定権者の運用に合わせて次のプロセスに進めることができる。
④事業所台帳管理システムへの入力連携	事業所から提出された申請・届出等について、電子申請届出システムから、システム的なデータ連携や、ファイルダウンロード形式など、簡便なデータ連携を行い各指定権者がもつ事業所台帳管理システムへ取り込むことができる。その逆で事業所台帳管理システムから電子申請届出システムへの連携も可能。
⑤受付完了・差戻し通知	指定権者は介護サービス事業所の提出した申請・届出等の内容に不備がないことを確認し、介護サービス事業所へ受付が完了した旨を通知する。その他、以下を行うことができる。 ● 提出内容に不備がある場合に申請者に差し戻す ● 受付完了又は差戻しの通知時に、受付結果のコメントの記入やファイルを添付する

令和5年度/令和6年度の電子申請届出システム改修

自治体向けの改修

令和5年度

- ◆インターネット接続から利用可能とする機能追加＊
- ◆API連携機能追加（定義書作成）
- ◆デモ環境の追加
- ◆様式変更対応

令和6年度予定

- ◆様式変更対応
- ◆指定権者内の引継用コメント登録改善
- ◆取り下げられた申請の確認機能追加
- ◆マスター編集機能追加

事業所向けの改修

令和5年度

- ◆デモ環境の追加
- ◆様式変更対応
- ◆一括申請機能の追加
- ◆付表のコピー機能の追加
- ◆取り下げ時に一斉メール通知機能追加

令和6年度予定

- ◆様式変更対応

＊原則LGWAN利用としており、各種事情で接続が安定しない場合のみの対応。

インターネット接続系からの利用には、事前に接続するIPアドレスの登録が必要となり、利用する電子申請届出システムのURLも変更となる。

「電子申請届出システム」自治体の利用開始時期意向調査 (2024年6月6日時点)

利用開始時期	第一期 (R4下半期)	第二期 (R5上半期)	第三期 (R5下半期)	第四期 (R6上半期)	第五期 (R6下半期)	第六期 (R7上半期)	第七期 (R7下半期)	回答数合計	総計
都道府県	2 4.3%	5 10.6%	15 31.9%	11 23.4%	12 25.5%	0 0.0%	2 4.3%	47 100.0%	47
指定都市	4 20.0%	3 15.0%	2 10.0%	4 20.0%	7 35.0%	0 0.0%	0 0.0%	20 100.0%	20
特別区	1 4.3%	3 13.0%	4 17.4%	8 34.8%	7 30.4%	0 0.0%	0 0.0%	23 100.0%	23
中核市	2 3.2%	5 8.1%	15 24.2%	15 24.2%	18 29.0%	1 1.6%	6 9.7%	62 100.0%	62
市	15 2.1%	45 6.3%	107 15.1%	110 15.5%	322 45.4%	42 5.9%	69 9.7%	710 100.0%	710
うち一部事務組合等	0	3	10	13	24	0	12	62	
町村	5 0.5%	16 1.7%	110 11.9%	100 10.8%	445 48.1%	74 8.0%	176 19.0%	926 100.0%	926
うち一部事務組合等	0	4	58	8	58	4	27	159	
回答数合計	29 1.6%	77 4.3%	253 14.1%	248 13.9%	811 45.4%	117 6.5%	253 14.1%	1788 100.0%	1788
一部事務組合等	0	1	4	5	20	1	10	41	

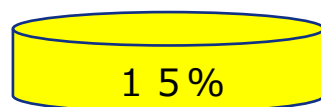
都道府県ごとの利用開始時期意向調査(2024年6月6日時点)

利用開始時期	第一期 (R4下半期)	第二期 (R5上半期)	第三期 (R5下半期)	第四期 (R6上半期)	第五期 (R6下半期)	第六期 (R7上半期)	第七期 (R7下半期)	自治体数	回答数 合計	回答率
01北海道	1	0	18	7	101	12	41	180	180	100.0%
02青森県	0	1	7	6	19	3	5	41	41	100.0%
03岩手県	1	0	5	3	10	2	13	34	34	100.0%
04宮城県	0	1	4	2	22	3	4	36	36	100.0%
05秋田県	0	0	8	7	9	0	2	26	26	100.0%
06山形県	3	1	2	10	15	2	3	36	36	100.0%
07福島県	0	2	5	11	27	6	9	60	60	100.0%
08茨城県	0	2	9	5	16	4	9	45	45	100.0%
09栃木県	0	0	5	6	15	0	0	26	26	100.0%
10群馬県	0	1	6	4	22	0	3	36	36	100.0%
11埼玉県	0	8	5	9	28	2	12	64	64	100.0%
12千葉県	1	5	4	11	27	4	3	55	55	100.0%
13東京都	3	8	11	14	15	2	10	63	63	100.0%
14神奈川県	8	3	0	6	12	4	1	34	34	100.0%
15新潟県	1	2	2	3	18	2	3	31	31	100.0%
16富山県	0	0	2	2	12	0	0	16	16	100.0%
17石川県	0	1	0	6	7	2	4	20	20	100.0%
18福井県	0	0	2	1	14	0	1	18	18	100.0%
19山梨県	0	0	3	5	9	1	10	28	28	100.0%
20長野県	1	8	7	11	27	13	11	78	78	100.0%
21岐阜県	0	1	2	4	35	1	0	43	43	100.0%
22静岡県	3	1	9	4	15	3	1	36	36	100.0%
23愛知県	1	3	4	9	23	3	12	55	55	100.0%
24三重県	0	1	1	5	15	0	8	30	30	100.0%

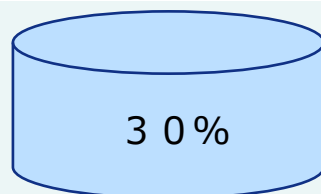
利用開始時期	第一期 (R4下半期)	第二期 (R5上半期)	第三期 (R5下半期)	第四期 (R6上半期)	第五期 (R6下半期)	第六期 (R7上半期)	第七期 (R7下半期)	自治体数	回答数 合計	回答率
25滋賀県	1	2	7	3	4	0	3	20	20	100.0%
26京都府	0	1	2	2	17	2	3	27	27	100.0%
27大阪府	0	0	0	1	37	2	4	44	44	100.0%
28兵庫県	2	4	8	3	14	5	6	42	42	100.0%
29奈良県	0	0	0	23	7	6	4	40	40	100.0%
30和歌山県	0	0	3	9	15	0	4	31	31	100.0%
31鳥取県	0	1	2	3	8	1	5	20	20	100.0%
32島根県	0	0	0	2	16	0	2	20	20	100.0%
33岡山県	0	1	1	0	16	2	8	28	28	100.0%
34広島県	2	1	4	0	10	3	4	24	24	100.0%
35山口県	0	1	6	2	11	0	0	20	20	100.0%
36徳島県	0	1	1	2	18	0	3	25	25	100.0%
37香川県	0	0	0	5	12	1	0	18	18	100.0%
38愛媛県	0	1	8	3	7	1	1	21	21	100.0%
39高知県	0	3	3	3	11	3	12	35	35	100.0%
40福岡県	0	3	37	3	14	1	3	61	61	100.0%
41佐賀県	0	0	5	2	14	0	0	21	21	100.0%
42長崎県	0	3	2	7	7	2	1	22	22	100.0%
43熊本県	0	2	2	7	21	6	8	46	46	100.0%
44大分県	0	1	2	5	6	2	3	19	19	100.0%
45宮崎県	0	3	3	1	10	2	8	27	27	100.0%
46鹿児島県	1	0	3	9	21	7	3	44	44	100.0%
47沖縄県	0	0	33	2	2	2	3	42	42	100.0%
合計	29	77	253	248	813	117	251	1788	1788	100.0%

利用開始自治体の状況

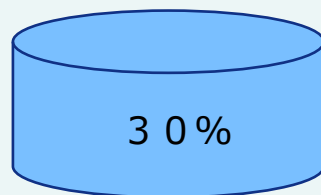
「令和5年度までに本格運用開始をした」と利用開始時期意向調査に回答のあった
約360自治体の電子申請届出システム利用状況分析



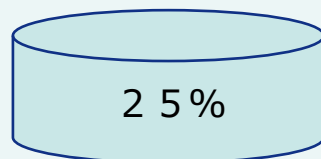
- ◆システム受付が主流
- ◆台帳管理システム連携、データ保管まで業務効率化やペーパーレスの観点から手順改善できている
- ◆管内事業所も自治体方針に沿ってシステム利用を拡大



- ◆紙での受付が主流
- ◆紙とシステムと2通りの手順を使い分ける必要がある



- ◆紙での受付のみ／システム受付はない
- ◆システム受付の案内・周知を自治体として行っていないまたは事業所数が少なく申請届出実績そのものが少ない



- ◆紙での受付のみ／システム受付はない
- ◆自治体として運用面での対応に時間を要しており、本格的なシステム運用開始時期が設定できていない

システム利用増
に向けた更なる
手順改善が必要

▼該当約360自治体の電子申請届出システムのサーバーにてログを採取して分析しました

利用準備の大まかなスケジュール

	開始ー 4 月	開始ー 3 月	開始ー 2 月	開始ー 1 月	開始月	
第 2 期、第 4 期、第 6 期	1 2 月	1 月	2 月	3 月	4 月～	9 月
第 3 期、 第 5 期 、第 7 期	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月～	3 月
1 利用開始時期見直し (次期利用開始確定)	初旬：回答依頼 月末： 回答	随時、利用開始時期の見直し・修正が可能				
2 マスタ等登録 ※マスタ情報、WBS、伴奏支援希望		初旬：回答依頼 中旬： 回答	上旬：登録完了			
3 伴奏支援 ※希望自治体のみ ※グループ形式での支援を予定			月 1 ～ 2 回実施予定			
4 自治体による試行			上旬：開始連絡 試行開始 月末：試行終了			
5 マスタ修正				初旬：本番マスタ 修正受付 中旬： 修正回答		
6 本番環境利用開始				下旬： 利用開始 連絡		
7 運用開始					本格システム利用準備 ※各自治体が各種準備状況を踏まえ運用開始を設定	
8 本格運用開始時期 の確認 ※周知日、受付開始日						中旬：回答依頼 下旬： 回答 月末：自治体名 公表

★青字は、主に各自治体を実施する項目

★上記はシステム準備のスケジュールです。運用の工夫、事業所への周知、条例・規則の改正、他システムとの連携など周辺各種の準備があるので、実際の運用利用開始時期の確定は各自治体で検討ください

これからシステム利用開始準備を進める自治体の皆様へのお願い

本システムの利用原則化は介護保険法施行規則が定める法定事項です。
ご担当が変わる際は必ず引継ぎを行ってください。

- 1) LGWANにおいて本システムとの疎通設定をしているかどうか、システム担当部局に確認してください。
- 2) 事業所利用状況の把握のためにもGビズIDの取得を行ってください。
- 3) システムからの受付を想定して、以下の確認を進めてください。
 - ・電子申請を可能とする自治体の条例・規則等の見直し
 - ・自治体内の業務運用手順等の見直し（HPの内容や様式を含む）
 - ・手数料徴収方法の見直し
 - ・登記情報提供サービスの活用 等
- 4) 管内事業所の負担軽減を実現するためにも、電子申請届出システムの利用を周知徹底ください。
- 5) 管内事業所の支援や問い合わせは、各自治体（指定権者）にてお願いします。令和5年度から都道府県に設置が進められている「介護生産性総合相談窓口」も活用可能と思われます

厚労省の「電子申請届出システム」ホームページ

https://mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html

ブラウザのタブ: 共働支援システム - ホーム | 介護・高齢者福祉 | 厚生労働省 | 介護事業所の指定申請等のウェブ | +

アドレスバー: mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html

言語切替: 日本語 | 点字ダウンロード | サイト閲覧支援ツール起動 (ヘルプ) | 文字サイズの変更: 標準 | 大 | 特大 | English site

本文へ | お問い合わせ窓口 | よくある御質問 | サイトマップ | 国民参加の場

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

Google カスタム検索

テーマ別に探す | 報道・広報 | 政策について | 厚生労働省について | 統計情報・白書 | 所管の法令等 | 申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化

介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化

介護分野の行政手続に関する簡素化・利便性向上に係る要望専用窓口について

◎介護事業所が簡素化や利便性向上に係る要望を提出するための窓口として「介護分野の行政手続に関する簡素化・利便性向上に係る要望受付フォーム」を設置しました。

【要望専用窓口】

https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/kaigo_hotline

◎これまでにいただいた要望について取りまとめた資料を公表しました。

【事務連絡】 [PDF](#) 「介護分野の行政手続に関する簡素化・利便性向上に係る要望専用窓口」受付状況等の公表について [151KB]

【資料】 [PDF](#) 要望の取りまとめ公表資料 [508KB]

1. 電子申請・届出システムの概要

介護サービス事業所の指定申請等について、対面を伴わない申請書類提出を実現させるため、介護サービス情報公表システムの機能拡張を行い、指定申請機能等のウェブ入力・電子申請を実現します。

システム整備の背景等

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

社会保障審議会介護保険部会 介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会 取りまとめ（令和4年11月7日）概要

介護分野の文書に係る負担軽減については、介護分野文書に係る負担軽減に関する専門委員会において、規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）「介護分野におけるローカルルール等による手続き負担の軽減」の内容も踏まえ、今後の更なる負担軽減の実現へ向け、主に以下の項目について議論と検討を行い、令和4年11月7日に取りまとめを行った。

取りまとめで示された主な負担軽減策の方向性

① 指定申請・報酬請求・実地指導関連文書の国が定める標準様式例について

- ・ 国が示している標準様式の使用が、地方公共団体にどの程度浸透しているのか確認のために調査を行うべきである。
- ・ 指定申請等に係る文書の簡素化・標準化の取組を整理し、地方公共団体向けのガイドラインの作成を行うべきである。
- ・ **標準様式例の使用を基本原則化するための取組として、介護保険法施行規則と告示に、標準様式について明記すること等の所要の法令上の措置を行うべきである。**（施行時期：令和6年度）

② 簡素化や利便性向上に係る要望を提出できる専用の窓口について

- ・ 専用窓口で受け付けた要望について、内容等を整理し、本専門委員会に報告を行い公表を行うべきである。
- ・ 要望内容については、精査の上、必要に応じて本専門委員会での議論等を行うことや地方公共団体への助言等を行うべきである。
- ・ 受付フォーマットや運営方法については、今後も随時検討を行うべきである。

今後の進め方

専用の窓口に提出された要望についての報告や改善等に対する対応及び「電子申請・届出システム」の利用状況等のフォローアップ等が必要であるため、引き続き協働で負担軽減について検討する場である本専門委員会を随時又は定期に開催することが有益である。

③ 「電子申請・届出システム」について

- ・ **手引きや操作手順書の作成等、円滑なシステムの運用開始へ向けた支援を行うべきである。**
- ・ **早期利用開始の地方公共団体に伴走支援を行い、好事例の横展開等により早期利用開始を促すべきである。**
- ・ **利用開始時期の意向調査の実施と調査結果の公表を行うべきである。**
- ・ **機能は地方公共団体等の意見等も踏まえて検討を行うべきである。**
- ・ **システムの使用を基本原則化し、令和7年度までに全ての地方公共団体で利用開始するために、介護保険法施行規則にシステムについて明記する等の所要の法令上の措置を行うべきである。**

④ 地域による独自ルールについて

- ・ **地方公共団体における独自ルールの有無、内容を整理し公表を行うべきである。**
- ・ 専用の窓口に提出のあった要望の中で、独自ルールに関する要望を整理し公表を行うべきである。

⑤ その他の課題について

- ・ 処遇改善加算や事故報告、ケアプラン、介護DX等に関して示されたその他の意見については、関係審議会における検討の中で積極的に活かし、デジタル化や負担軽減を進めていくことを期待。

5. 個別分野の取組

<医療・介護・感染症対策>

（5）利用者のケアの充実が図られ専門職が力を発揮できる持続的な介護制度の構築

No.19 介護分野におけるローカルルール等による手続負担の軽減

【a,b,e,f：令和4年度措置、**c：（前段）令和7年度措置**、（後段）：令和4年度上期措置、**d：令和7年度措置**】

a 厚生労働省は、介護事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、介護事業者が介護保険法の関係法令の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書、報酬請求関連文書、指導監査関連文書について、介護事業者は国が定める様式に基づいて作成の上、国が定める書類を添付して手続等を行うこととするための所要の法令上の措置を講ずる。その際、具体的な様式・添付書類を検討するに当たっては、現行の標準様式及び標準添付書類に準拠することを基本とする。また、国が定める様式及び添付書類には押印又は署名欄は設けないことを基本とし、あわせて、地方公共団体に対して押印又は署名を求めることがないよう要請する。

なお、地方公共団体が地域の特性に照らして特に必要がある場合に、その判断によって、独自の規律を設けることを妨げないこととし、当該地方公共団体が当該独自の規律に係る申請・届出文書について独自の様式・添付書類を使用することを妨げない。

b 厚生労働省は、介護事業者が介護保険法の関係法令の規定に基づいて地方公共団体に対して行う手続について、その簡素化や利便性向上に係る国や地方公共団体に対する要望を随時に提出できる専用の窓口を設ける。当該要望については、介護事業者、地方公共団体関係者及び中立的な学識経験者の3者のバランスのとれた員数によって構成される会議体で改善等の対応を検討する仕組みを構築し、内容及び件数、処理状況を整理し、公表する。地方公共団体に対する要望については、必要に応じて当該地方公共団体に対する助言等を行う。

- c 厚生労働省は、介護サービスに係る指定及び報酬請求（加算届出を含む。）に関連する申請・届出について、介護事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請・届出を簡易に行い得ることとする観点から、介護事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、介護事業者の選択により、**厚生労働省の「電子申請届出システム」を利用して、申請・届出先の地方公共団体を問わず手続を完結し得ることとするための所要の法令上の措置を講ずる。**ただし、特段の事情があり、電子申請届出システムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によるものとし、当該地方公共団体の名称を厚生労働省において公表する。
- なお、当該措置が完了するまでの当面の間、厚生労働省は、介護事業者が、その選択により、デジタル技術であって適切なもの（電子メールや地方公共団体が作成したWEB上の入力フォームへの入力等を含む。）又は書面によって、申請・届出を行うこととするための所要の措置を講ずる。
- d 厚生労働省は、**介護保険法の関係法令の規定に基づく介護事業者の届出であって、法人関係事項その他の事業所固有の事項以外の事項に関するものについては、届出手続のワンストップ化を実現するための所要の措置を講ずる。**ただし、特段の事情があり、電子申請届出システムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によるものとし、当該地方公共団体の名称を厚生労働省において公表する。
- e 厚生労働省は、介護事業者が介護保険法の関係法令の規定に基づき行う必要がある申請、届出その他の手続に関する負担軽減に係る取組項目ごとの地方公共団体の実施状況や手続の利便性向上に係る地方公共団体の好取組事例を定期的に調査の上、公表する。調査に当たっては、地方公共団体ごとの手続のデジタル化の有無、厚生労働省の「電子申請届出システム」の利用の有無、押印廃止の進捗状況、紙による申請書類の有無も含めて確認し、公表する。
- f 厚生労働省は、地方公共団体による独自ルール of 明文化を徹底した上で、地方公共団体ごとの独自ルール of 有無・内容を整理し、定期的に公表する。

介護保険法施行規則（令和5年3月31日公布） ※令和6年4月1日施行

（申請等の手続における電子情報処理組織の使用）

= 電子申請・届出システム

第百六十五条の七 次に掲げる申請、申出又は届出（以下この条において「申請等」という。）は、**厚生労働省の使用に係る電子計算機**（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と**申請等を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法**であって、**当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの**（やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法とする。）により提出しなければならない。

1. 第百十四条第一項若しくは第二項、第百十五条第一項若しくは第三項、第百十六条第一項若しくは第三項、第百十七条第一項若しくは第三項、第百十八条第一項若しくは第三項、第百十九条第一項若しくは第二項、第百二十条第一項若しくは第三項、第百二十一条第一項若しくは第三項、第百二十二条第一項若しくは第三項、第百二十三条第一項若しくは第三項、第百二十四条第一項若しくは第三項、第百二十五条第一項若しくは第三項、第百二十六条の十三第一項、第百三十一条の二の二第一項若しくは第二項、第百三十一条の三第一項若しくは第二項、第百三十一条の三の二第一項若しくは第三項、第百三十一条の四第一項若しくは第三項、第百三十一条の五第一項若しくは第三項、第百三十一条の六第一項若しくは第三項、第百三十一条の七第一項若しくは第二項、第百三十一条の八第一項若しくは第二項、第百三十一条の八の二第一項若しくは第二項、第百三十一条の十六第一項、第百三十一条の十七第一項、第百三十一条の十八第一項、第百三十二条第一項若しくは第二項、第百三十四条第一項若しくは第二項、第百三十六条第一項、第三項、第四項、第六項若しくは第七項、第百三十八条第一項、第三項、第四項、第六項若しくは第七項、第百四十条の四第一項若しくは第三項、第百四十条の五第一項若しくは第三項、第百四十条の六第一項若しくは第三項、第百四十条の七第一項若しくは第三項、第百四十条の九第一項若しくは第三項、第百四十条の十第一項若しくは第三項、第百四十条の十一第一項若しくは第三項、第百四十条の十二第一項若しくは第三項、第百四十条の十三第一項若しくは第三項、第百四十条の十四第一項若しくは第三項、第百四十条の二十四第一項若しくは第三項、第百四十条の二十五第一項若しくは第三項、第百四十条の二十六第一項若しくは第三項、第百四十条の三十二第一項若しくは第三項又は第百四十条の六十三の五第一項若しくは第二項の規定による申請

【指定申請・更新申請】

2. 第百二十九条第一項、第百三十条第一項、第百三十条の五第一項、第百三十一条の十一の九第一項、第百四十条の十七の六第一項、第百四十条の二十第一項、第百四十条の二十一第一項又は第百四十条の二十八の二第一項の規定による申出

特例に係る別段の申出

3. 第百三十一条第一項、第三項若しくは第四項、第百三十一条の十一の十第一項（同条第二項ただし書の規定の適用を受ける場合を除く。）、第百三十一条の十三第一項、第三項若しくは第四項、第百三十一条の十三の二第一項、第百三十三条第一項から第三項まで、第百三十五条第一項若しくは第二項、第百三十七条第一項から第三項まで、第百四十条の二の二第一項から第三項まで、第百四十条の二十二第一項、第三項若しくは第四項、第百四十条の二十八の三第一項（同条第二項ただし書の規定の適用を受ける場合を除く。）、第百四十条の三十第一項、第三項若しくは第四項、第百四十条の三十五第一項若しくは第二項、第百四十条の三十七第一項から第三項まで又は第百四十条の六十二の三第二項第四号から第六号までの規定による届出

【変更届等】

参考情報

介護情報基盤の整備

介護現場の生産性向上

介護情報基盤整備の目的

背景

- 今後、2025 年より更に先の状況を見通すと、2040 年頃に向けて、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となり高齢者人口がピークを迎え、要介護認定率が高く医療・介護の複合ニーズを有する方が多い85歳以上人口が増加するなど、介護サービスの需要が増大・多様化することが見込まれる。
- また、2040 年頃に向けては、既に減少に転じている生産年齢人口が急減に転じ、介護を含む各分野における人材不足が更に大きな課題となることが見込まれる。
- このような状況の中では、限りある資源を有効に活用しながら、質の高い効率的な介護サービス提供体制を確保する必要があり、介護事業所や自治体におけるICT等を活用した業務の効率化が喫緊の課題となっている。

介護情報基盤整備の目的

- 利用者本人、市町村、介護事業所、医療機関といった関係者が利用者に関する情報を共有、活用できる介護情報基盤を整備することにより、これまで紙を使ってアナログにやりとりしていた情報を電子で共有できるようになり、業務の効率化(職員の負担軽減、情報共有の迅速化)を実現できる。
- さらに、今後、介護情報基盤に蓄積された情報を活用することにより、事業所間及び多職種間の連携の強化、本人の状態に合った適切なケアの提供など、介護サービスの質の向上に繋がることも期待される。

介護情報基盤の整備

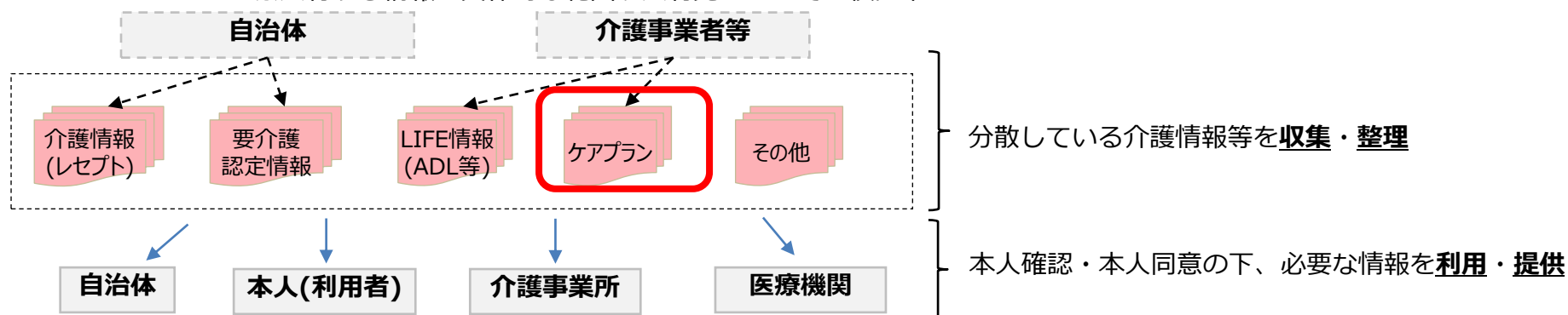
改正の趣旨

- 現在、利用者に関する介護情報等は、各介護事業所や自治体等に分散している。今般、医療・介護間の連携を強化しつつ、多様な主体が協働して高齢者を地域で支えていく地域包括ケアシステムを深化・推進するため、**自治体・利用者・介護事業所・医療機関等が介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤を整備**する。
- 具体的には、自治体、利用者、介護事業所・医療機関について、以下のような効果が期待される。
 - ✓ 自治体：利用者が受けている自立支援・重度化防止の取組の状況等を把握し、地域の実情に応じた介護保険事業の運営に活用。
 - ✓ 利用者：利用者が自身の介護情報を閲覧できることで、自身の自立支援・重度化防止の取組の推進に繋がる。
 - ✓ 介護事業者・医療機関：本人同意の下、介護情報等を適切に活用することで、利用者に提供する介護・医療サービスの質を向上。
※ さらに、紙でのやり取りが減り、事務負担が軽減される効果も期待される。
- こうした情報基盤の整備を、**保険者である市町村が実施主体であり、地域での自立した日常生活の支援を目的としている地域支援事業に位置付ける。**

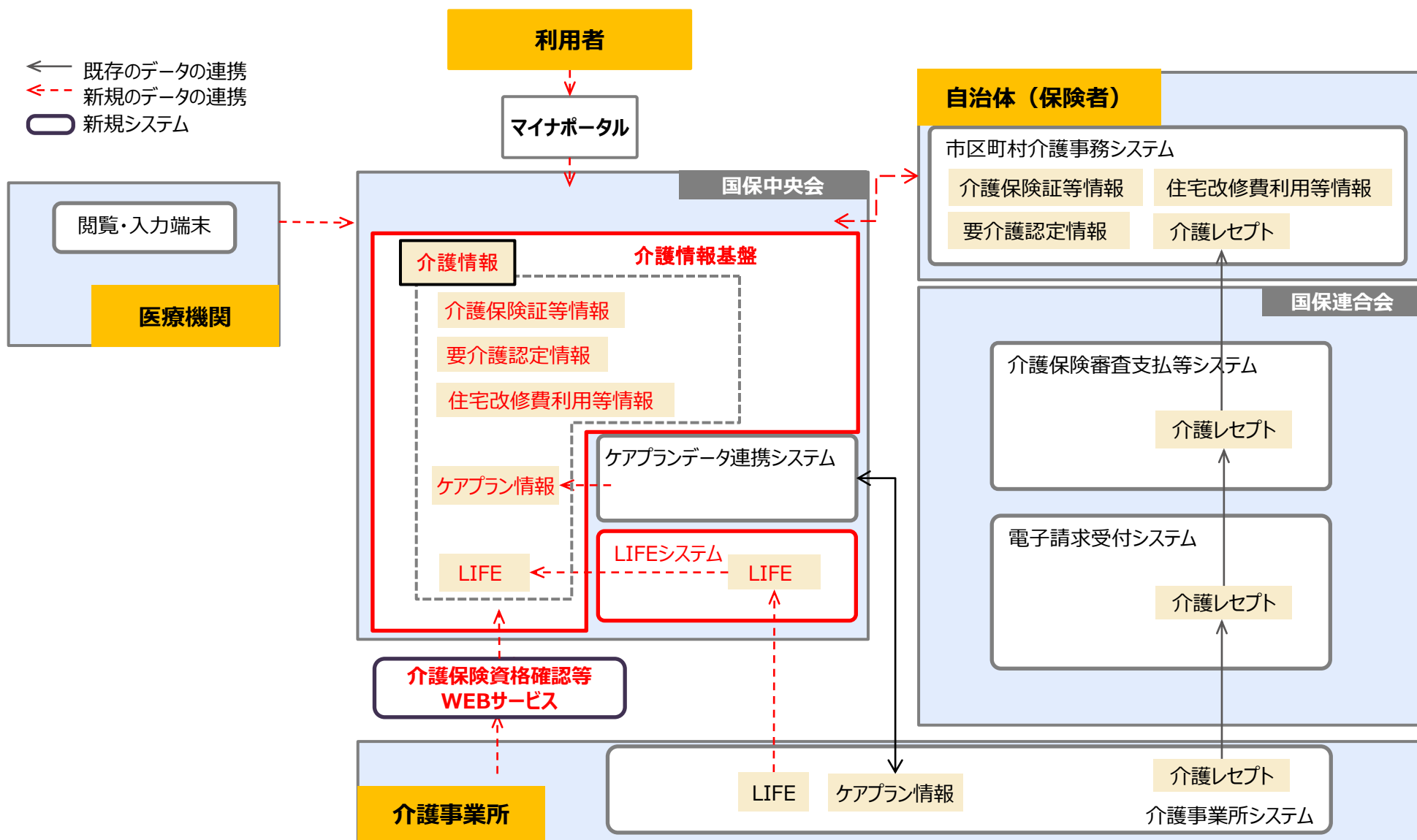
改正の概要・施行期日

- 被保険者、介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を**地域支援事業として位置付ける。**
- 市町村は、当該事業について、**医療保険者等と共同して国保連・支払基金に委託**できることとする。
- 施行期日：公布後4年以内の政令で定める日（予定）

＜事業のイメージ＞ ※共有する情報の具体的な範囲や共有先については検討中。

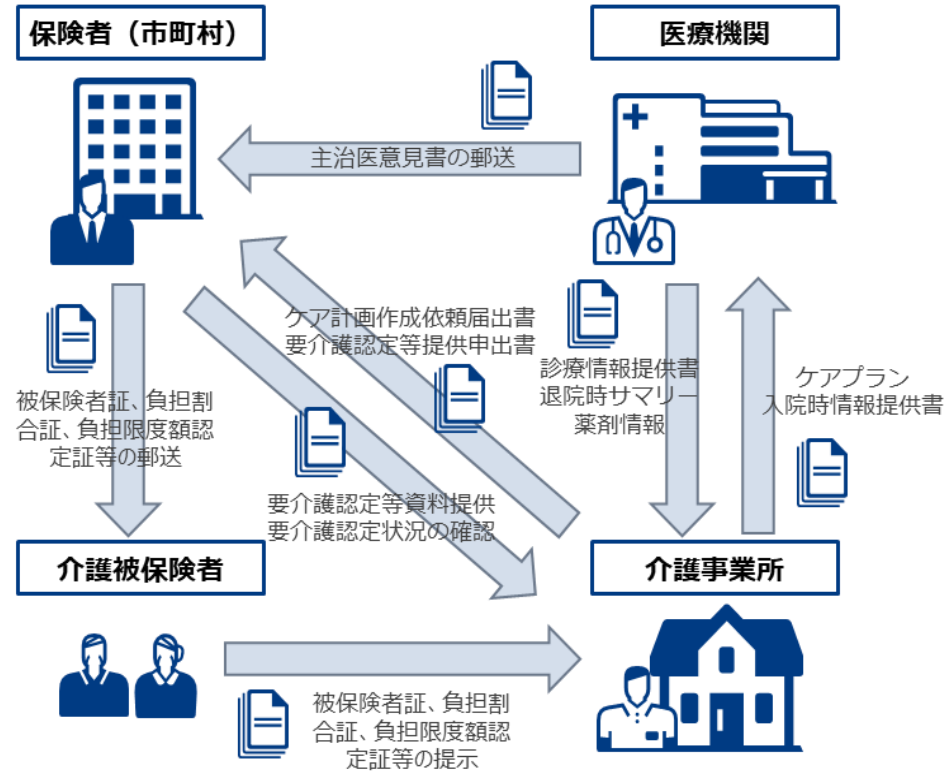


介護情報基盤と情報の流れのイメージ(令和8年度以降)



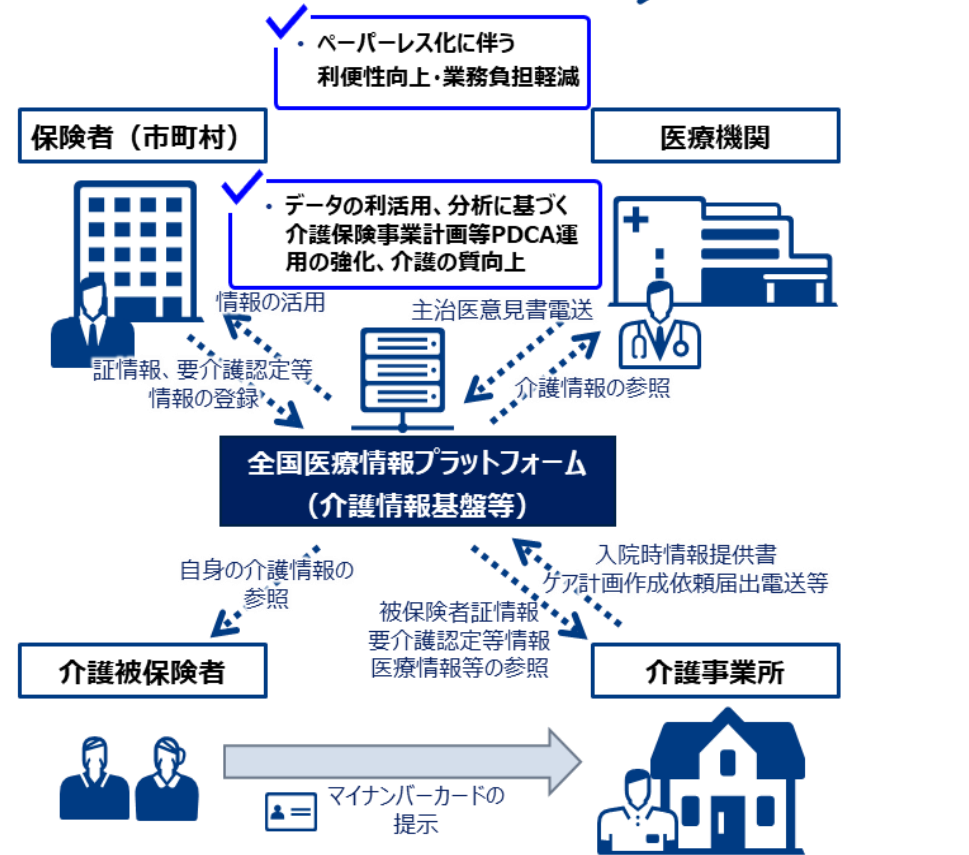
介護情報基盤の活用イメージ

現在



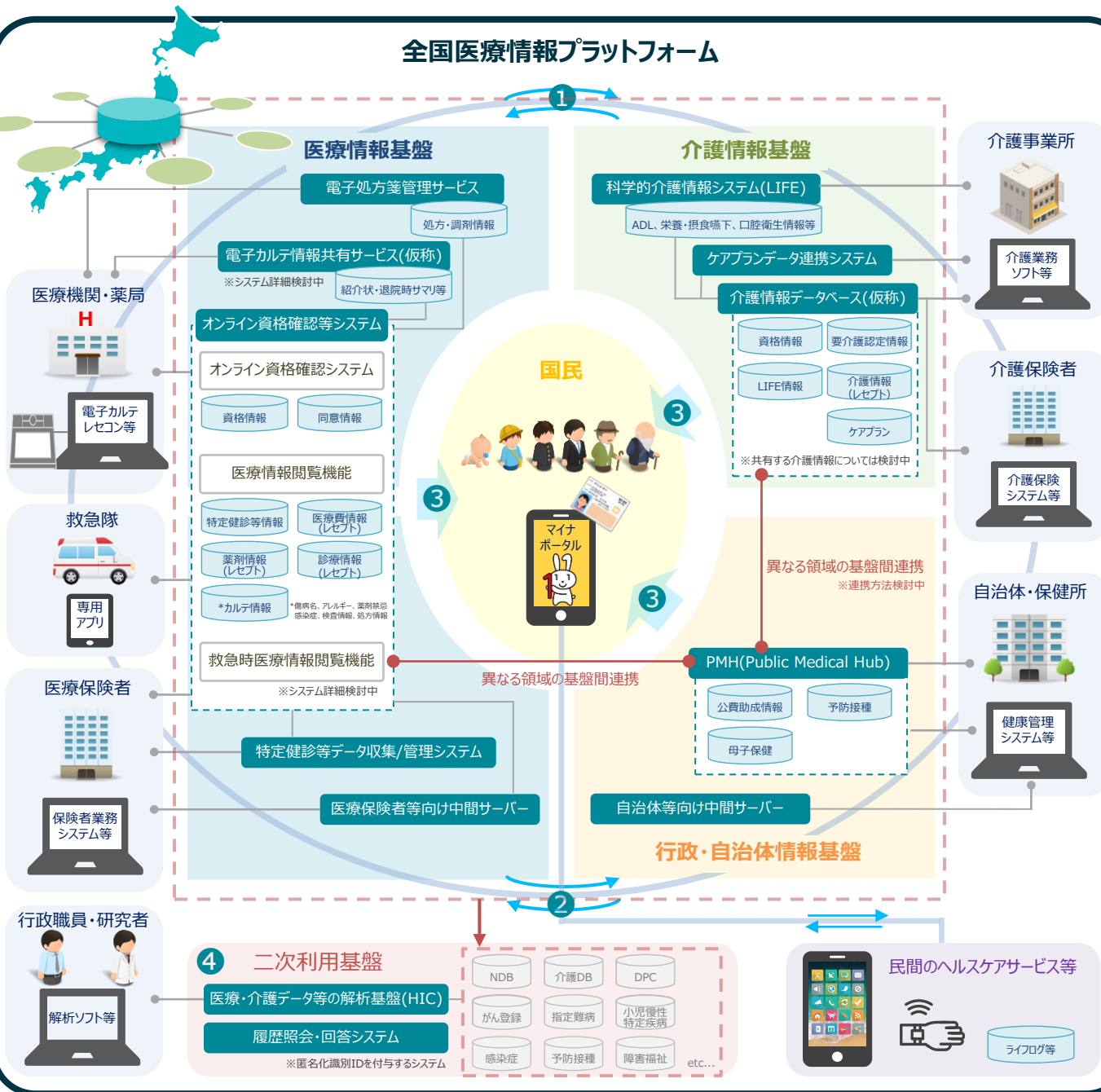
- 各種情報の紙によるやり取り（証の紛失・再発行の発生、情報のやり取りのため郵送や市町村窓口への移動、負担割合証等の年間約500万件超に及ぶ証発行と事業所による確認・入力等）による非効率な業務、本来業務に時間が割けない、等

基盤稼働後



- 介護事業所におけるデータ共有による多職種連携強化
- 利用者の状態の適切な理解と利用者の状態に適したサービス利用の実現

全国医療情報プラットフォーム



「医療DXのユースケース・メリット例」

1 救急・医療・介護現場の切れ目ない情報共有

- ✓ 意識不明時に、検査状況や薬剤情報等が把握され、迅速に的確な治療を受けられる。
- ✓ 入退院時等に、医療・介護関係者で状況が共有され、より良いケアを効率的に受けられる。



2 医療機関・自治体サービスの効率化・負担軽減

- ✓ 受診時に、公費助成対象制度について、紙の受給者証の持参が不要になる。
- ✓ 情報登録の手間や誤登録のリスク、費用支払に対する事務コストが軽減される。



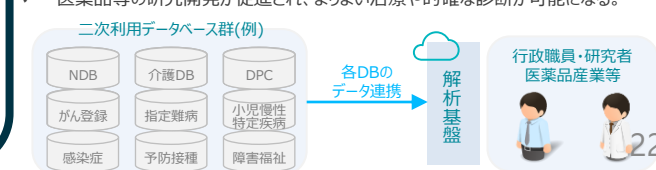
3 健康管理、疾病予防、適切な受診等のサポート

- ✓ 予診票や接種券がデジタル化され、速やかに接種勧奨が届くので能動的でスムーズな接種ができる。予診票・問診票を何度も手書きしなくて済む。
- ✓ 自分の健康状態や病態に関するデータを活用し、生活習慣病を予防する行動や、適切な受診判断等につなげることができる。



4 公衆衛生、医学・産業の振興に資する二次利用

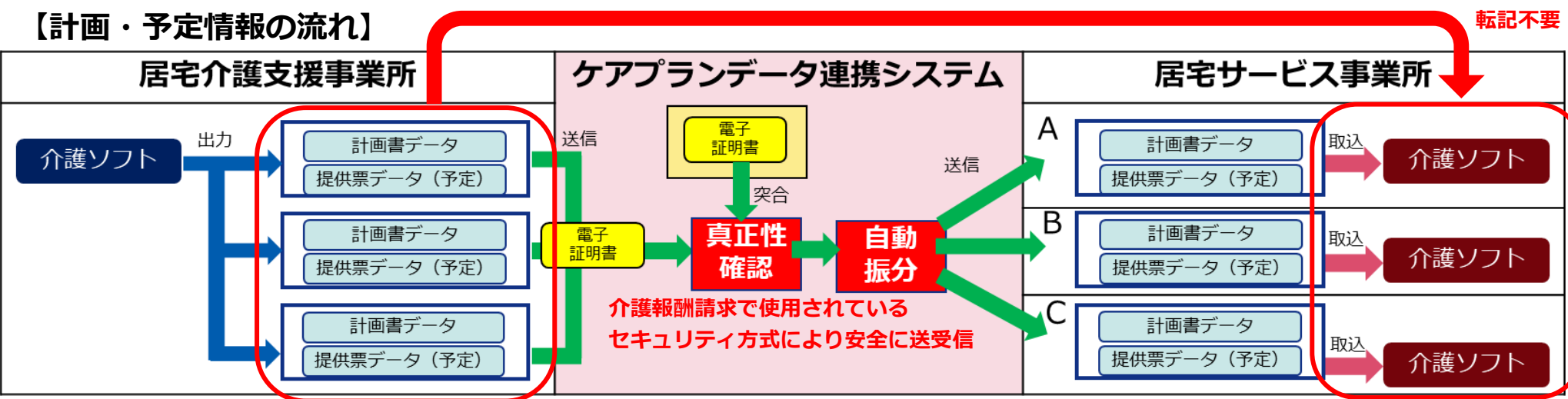
- ✓ 政策のための分析ができることで、次の感染症危機への対応力強化につながる。
- ✓ 医薬品等の研究開発が促進され、よりよい治療や確かな診断が可能になる。



ケアプランデータ連携システムについて

(令和5年度より国民健康保険中央会にて本格稼働)

これまで毎月紙でやり取りされ、介護事業所の負担が大きかったケアプラン（計画・予定・実績の情報）をオンラインで完結するシステムを提供。
「データ連携標準仕様」に対応した介護ソフトとの連携により、ケアマネ・サービス事業所共に転記不要による事務負担の軽減を実現。



※実績情報は逆の流れ（居宅介護支援事業所←居宅サービス事業所）となり、予定情報と同様、真正性確認の上、振分けられる。

ケアプランデータ連携システムで期待される効果

- 手間、時間の削減による **事務費等の削減**
- データ自動反映による従業者の「**手間**」の削減・効率化
- 作業にかかる「**時間**」の削減
- 従業者の「**心理的負担軽減**」の実現
- 従業者の「**ライフワークバランス**」の改善
- 事業所の「**ガバナンス**」、「**マネジメント**」の向上

イメージキャラクター
ケアプー

ケアプランデータ
連携システム

ヘルプデスクサポートサイト

令和2年度老人保健健康促進事業「介護分野の生産性向上に向けたICTの更なる活用に関する調査研究」結果をもとに試算

人件費 ¥95,218 ※ケアマネジャーの平均給与から、作業に要する時間（52.4時間）を算出して算出 印刷費 ¥792 ※用紙（700枚/月）、インク等 通信費 ¥1,826 ※FAX通信費、インターネット接続費 郵送料 ¥2,220 ※切手代 交通費 ¥2,140 ※公共交通機関利用料、ガソリン代 介護ソフト利用費 ¥31,417 ※介護ソフトのライセンス料	毎月6.2万円分の人件費を他の業務に転嫁可能！ (74.4万円/年 相当) ● 新たな業務創出 ● 利用者宅訪問 ● アセスメント 等 【直接的な支出】 利用前 ¥38,395 利用後 ¥34,211 削減効果 ¥4,184/月 (¥50,208/年)	※印刷費（¥-792）、郵送料（¥-2,200）、交通費（¥-2,140） 人件費 ¥32,784（¥-62,434） ※ケアマネジャーの平均給与から、作業に要する時間（18.1時間/月）を算出して算出。 通信費 ¥1,044（¥-782） ※インターネット接続費 ケアプランデータ連携システムライセンス料 ¥1,750 ※年間ライセンス料（¥21,000）を振分 介護ソフト利用費 ¥31,417 ※介護ソフトのライセンス料 ※この他、書類保管場所確保に要する費用等の削減も期待できる。
--	--	--

事業所全体の業務時間
401時間/月

毎月34.3時間分の業務を他の業務に転嫁可能！
(411.6時間/年 相当) -1ヶ月分以上の業務時間に相当

印刷 13.1%

事業所全体の提供票共有業務時間
52.4時間/月

電子 4.5%

事業所全体の提供票共有業務時間
18.1時間/月

令和2年度老人保健健康促進事業「介護分野の生産性向上に向けたICTの更なる活用に関する調査研究」結果をもとに試算

介護分野におけるデジタル行財政改革の方向性

第3回デジタル行財政改革会議(2023/12/20)資料

- デジタル技術の導入支援や相談窓口の設置など様々な支援を行っており、生産性向上が進む事業所がある一方で、取組が幅広く普及しているとは言えない状況である。
- このため、①補正予算を含む財政支援、②介護報酬改定において生産性向上の取組を促進、③人員配置基準の柔軟化等で先進的な取組を支援、④明確なKPIでPDCAサイクルを回すことなどに取り組む。

【現状イメージ】

先進的な事業所

生産性向上の取組が
進んでいる事業所

デジタル等を単に導
入している事業所

取組が進んでいない
事業所

【今後の取組の方向性】

③先進的な事業所の評価（①②に加え）

規制改革：介護付き有料老人ホームにおける 人員配置基準の特例的な柔軟化等

②取組を更に進めるための支援（①に加え）

報酬改定： _____

①取組が進んでいない事業所へのアプローチ

体制整備	<u>入所・泊まり・居住系サービス</u> における <u>生産性向上</u> の取組のための <u>委員会設置の義務化</u> （3年間の経過措置）
資金援助	ロボット・ICTの <u>導入補助</u> 、定着支援までを含めた <u>伴走支援</u> （補正予算）、 <u>都道府県の窓口</u> 設置
取組支援	
人材育成	伴走支援人材や事業所の中核人材の育成（ <u>研修支援</u> ）

【将来イメージ】

先進的な事業所

生産性向上の
取組が進んで
いる事業所

※事業所内の
推進体制に
よるPDCA
の循環

取組が進んでい
ない事業所

データ
提供

フィード
バック

ニーズ
提供

使いやすい
機器の提供

国等が事業所の取
組効果のデータを
取得（補助金等の
条件）

国における分析・
事業所へのフィード
バックを検討

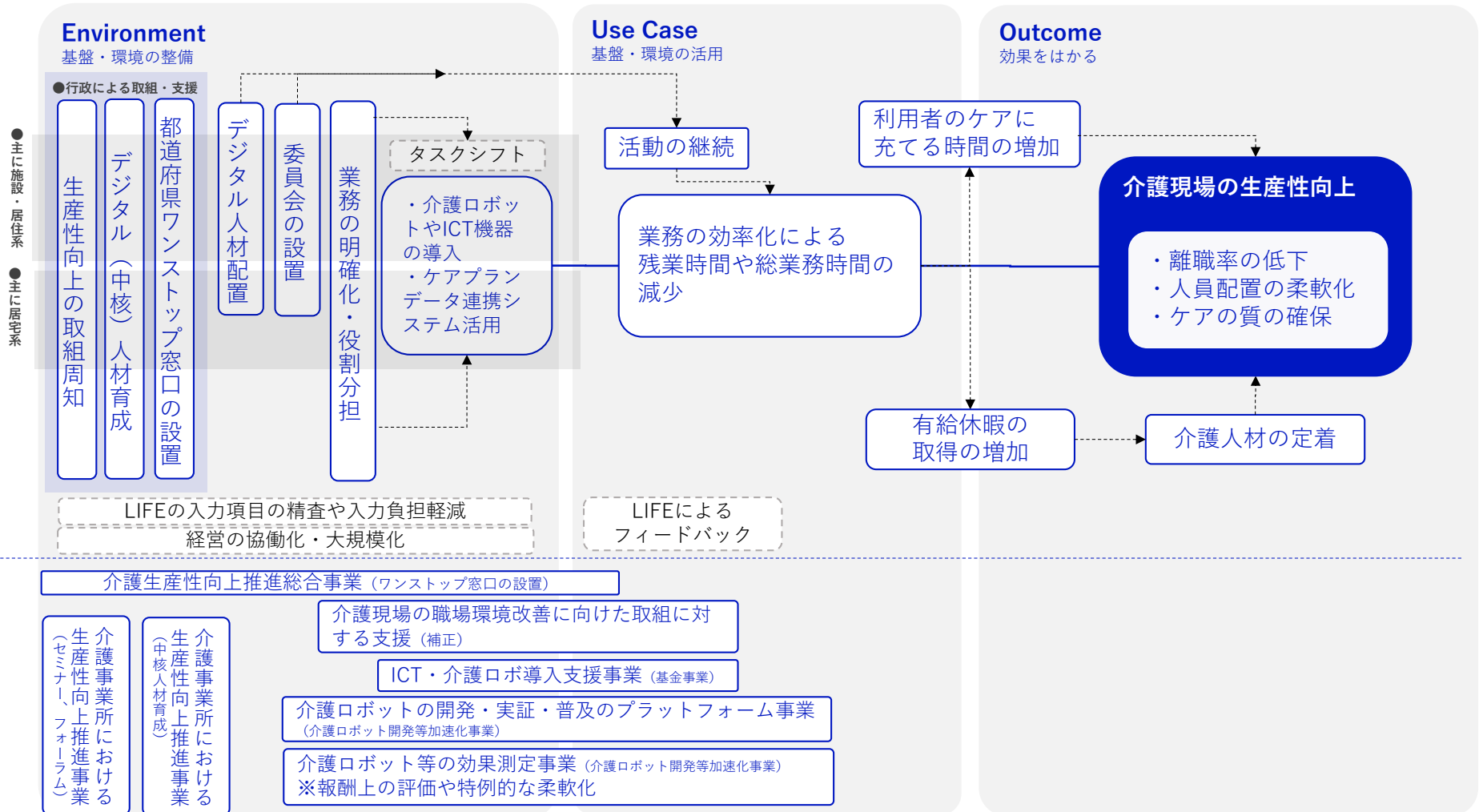
ICT機器等の
UI・デザイン
の改善
（既存予算）

介護分野における生産性向上のロジックモデル

第3回デジタル行財政改革会議(2023/12/20)資料

[-----]・・・本モデルの対象範囲ではないが、関連する事項

介護現場における生産性向上の取組



介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務

改正の趣旨

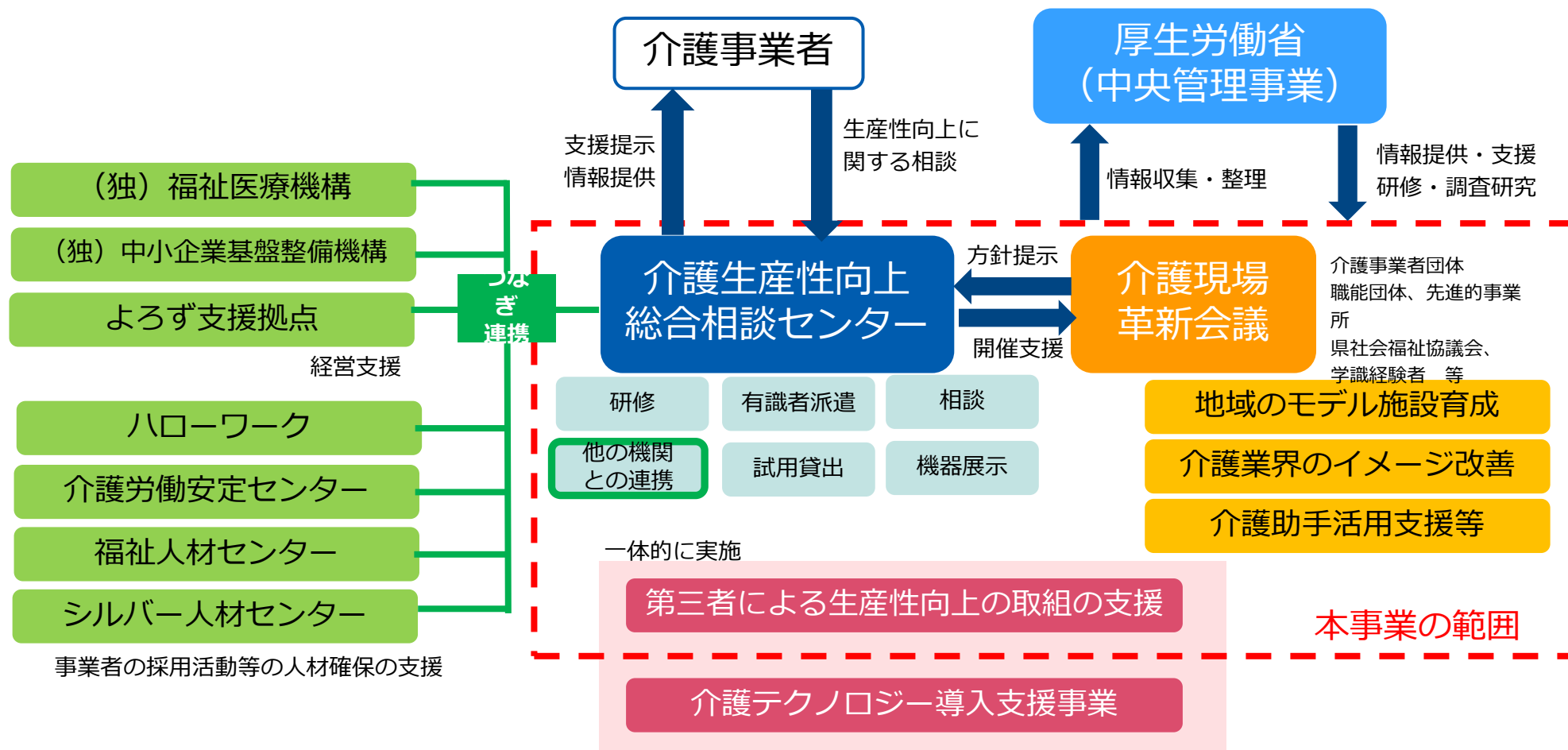
- ・介護現場において、生産性向上の取組を進めるためには、一つの介護事業者のみの自助努力だけでは限界があるため、**地域単位で、モデル事業所の育成や取組の伝播等を推進していく必要がある**。一方、事業者より、「地域においてどのような支援メニューがあるのか分かりにくい」との声があるなど、**都道府県から介護現場に対する生産性向上に係る支援の取組の広がり**が限定的となっている実態がある。
- ・都道府県を中心に一層取組を推進するため、**都道府県の役割を法令上明確にする改正を行う**とともに、**都道府県介護保険事業支援計画において、介護サービス事業所等における生産性向上に資する事業に関する事項を任意記載事項に加える改正を行う**。

改正の概要・施行期日

- ・**都道府県に対する努力義務規定の新設**
都道府県に対し、介護サービスを提供する事業所又は施設の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努める旨の規定を新設する。
- ・**都道府県介護保険事業支援計画への追加**
都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項に、介護サービス事業所等の生産性の向上に資する事業に関する事項を追加する。
※ 市町村介護保険事業計画の任意記載事項についても、生産性の向上に資する都道府県と連携した取組に関する事項を追加する。

- ・施行期日：令和6年4月1日

介護生産性向上推進総合事業（具体的な事業イメージ）



※その他、地域の実情に応じた各種支援

介護生産性向上総合相談センター設置状況（令和6年7月時点）

■介護生産性向上総合相談センター

都道府県が設置するワンストップ型の窓口。地域の実情に応じた相談対応や研修会、介護現場への有識者の派遣、介護ロボット等の機器展示や試用貸出対応を実施。また、経営支援や人材確保支援に対応するため、関係機関（よろず支援拠点・ハローワーク・介護労働安定センター等）へのつなぎ連携も実施している。
令和8年度までに全都道府県に設置予定。

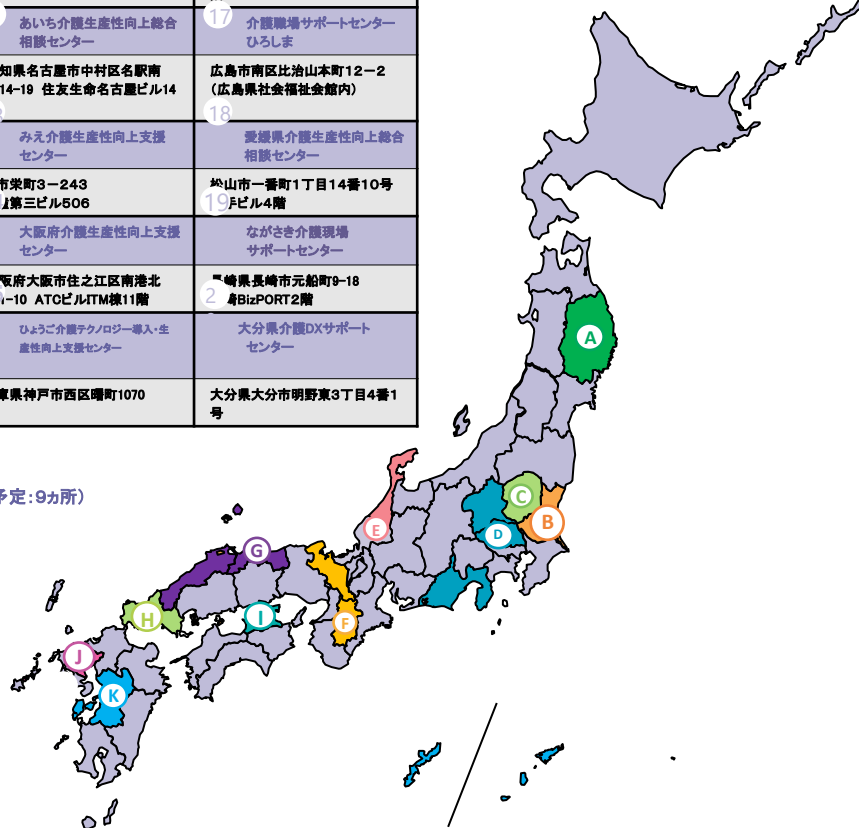
■介護生産性向上総合相談センター（設置済）

1 北海道介護ロボット普及推進センター 北海道札幌市中央区北2条西7丁目1番地から2.7	6 介護職場サポートセンター-T OKYO 東京都西新堀2丁目7番1号 新宿第一生命ビルディング（小田急第一生命ビル）10階	15 井市中央1-3-1 加藤ビル6階	16 和歌山県介護生産性向上総合相談センター 和歌山県和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛7階	2 鹿児島県介護生産性向上総合相談センター 鹿児島県鹿児島市山下町14-50 カウイクス交流センター2階
2 あおもり介護生産性向上総合センター 青森県青森市中央3丁目20-30 県民福祉プラザ	7 神奈川県介護生産性向上総合相談センター 横浜市中区山下町23番地 日土地山下町ビル9階	1 愛知県名古屋市中村区名駅南2-14-19 住友生命名古屋ビル14	17 介護職場サポートセンター ひろしま 広島市南区比治山本町12-2（広島県社会福祉会館内）	
3 宮城県介護事業所支援相談センター 宮城県長寿社会政策課 夏人材確保推進班	8 とやま介護テクノロジー普及・推進センター 宮山市安住町5番21号 J県総合福祉会館（サンシップとやま）2階	13 みえ介護生産性向上支援センター 津市栄町3-243 J県第三ビル506	18 愛媛県介護生産性向上総合相談センター 松山市一番町1丁目14番10号 J県ビル4階	
4 山形県介護生産性向上総合支援センター 山形県天童市一日町4丁目2-6	9 山形県介護福祉総合支援センター 山形県山形市北新1-2-12 県民福祉プラザ1階	14 大阪府介護生産性向上支援センター 大阪府大阪市住之江区南港北1-10 ATCビルITM棟11階	19 ながさき介護現場サポートセンター 新潟県長崎市元船町9-18 船BIZPORT2階	
5 千葉県介護業務効率アップセンター 千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビル6階	10 長野県介護・障がい福祉生産性向上総合相談センター 長野県長野市南条町1082 ND南条町ビル5階	15 ひょうご介護テクノロジー導入・生産性向上支援センター 兵庫県神戸市西区曙町1070	20 大分県介護DXサポートセンター 大分県大分市明野東3丁目4番1号	

■（令和6年度中に開設予定：9カ所）

番号	都道府県名	開設予定
19	秋田県	8月
20	新潟県	秋頃
21	岐阜県	8月
22	滋賀県	秋頃
23	岡山県	秋頃
24	徳島県	秋頃
25	高知県	秋頃
26	福岡県	秋頃
27	宮崎県	秋頃

※介護生産性向上総合相談センターに関し、令和6年度中に開設予定がない都道府県についても、令和7年度以降に設置予定



■介護ロボット・ICT相談窓口（11カ所）

公益財団法人いきいき岩手支援財団 岩手県高森町総合支援センター 岩手県盛岡市本町通3丁目19-1 A 県福祉総合相談センター3階	公益財団法人介護労働安定センター茨城支部 介護ロボット・ICT相談窓口 茨城県水戸市南町3丁目4番10号 B 県福祉総合相談センタービル
とちぎ福祉プラザモデルルーム 福祉用具・介護ロボット相談・活用センター 栃木県宇都宮市若草1-10-6 とちぎプラザ1F C プラザ1F	社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会 介護すまいる館 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷4-2 D 針ヶ谷4-2
公益財団法人介護労働安定センター福井支部 介護ロボット・ICT相談窓口 福井県福井市中央1丁目3-1 加藤ビルE E 加藤ビルE	公益財団法人介護労働安定センター奈良支部 介護ロボット・ICT相談窓口 奈良県奈良市大宮町4-266-1 F 大宮ビル2階
公益財団法人介護労働安定センター鳥取支部 介護ロボット・ICT相談窓口 鳥取県鳥取市扇町116 G 中ビル2号館2階	公益財団法人介護労働安定センター山口支部 介護ロボット・ICT相談窓口 山口県山口市穂積町1-2 H リバーサイドマンション山陽Ⅱ2F
公益財団法人介護労働安定センター香川支部 介護ロボット・ICT相談窓口 香川県高松市寿町1丁目3番2号 I 日進高松ビル6階	公益財団法人介護労働安定センター佐賀支部 介護ロボット・ICT相談窓口 佐賀県佐賀市駅南本町8-4 J 佐賀中央第一生命ビル8F
公益財団法人介護労働安定センター熊本支部 介護ロボット・ICT相談窓口 熊本県熊本市中央区花畑町1-1 K 生命熊本ビル2F	

※国の事業で設置された窓口（都道府県の準備ができ次第、介護生産性向上総合相談センターへ移行）

介護現場の生産性向上を支える組織づくりとデジタル人材の育成支援

生産性向上セミナー

組織（経営層・職員）向け
生産性向上啓発と改善手法学習

令和5年申込人数

参加者 合計	介護 事業者	その他
87	78	9

フォローアップセミナー(R2～)

- ・介護事業所組織単位での参加
- ・ケーススタディを通じて改善取組実践力養成
- ・3日（2-3時間）Webグループワーク×6回
- ・各自事業所の改善計画作成を伴走支援

令和5年申込人数

参加者 合計	介護 事業者	その他
2,556	2,370	186

ビギナーセミナー(R2～)

- ・介護事業所経営者・介護職員向け
- ・ガイドラインを参考に改善取組手法学習
- ・1日（2時間）Web講義×6回

令和5年参加状況

参加者	事例 発表数	出展 企業数
3,027	12	14

生産性向上推進フォーラム (H30～)

- ・生産性向上の機運を盛り上げる目的
- ・事業所による取組報告、機器展示等
- ・1日（3時間）ハイブリッド開催

《参加者の声》

- ・小さい取組からでも生産性向上につながる事が判った
- ・継続していくことが大事だと感じた
- ・改善で直接的ケアの時間が増えた
- ・改善効果の見える化・検証方法など更に論理的に学びたい



デジタル中核人材育成

介護テクノロジー導入・活用
（ロボット・ICT等）を主導できる人材の養成

デジタル中核人材育成研修(R6～)

- ・介護事業所推薦や本人希望のある介護職員向け
- ・改善手法/科学的介護・介護テクノロジー/リーダーシップ/マネジメントを学習
- ・eラーニング＋3日間のグループワークと実演＋課題学習
- ・令和6年は1,500人の養成を計画（令和5年試行は574人）
- ・各自事業所の介護ロボット・ICT導入計画作成を伴走支援



介護ロボット・
ICT導入計画

《参加者の声》

- ・長期的な計画が必要であり、他職員にも是非受講してもらいたい
- ・テクノロジーに不慣れな職員への支援も講師の対応を参考にしたい
- ・現場で生産性向上を実現するのは職員一人一人なのだと理解できた
- ・テクノロジー導入後の問題点が共有でき改善策のヒントが得られた

デジタル中核人材養成手法確立

（手引き／標準プログラム 令和6年度作成予定）

- ・デジタル中核人材のスキル要件や能力要件を定義
- ・自治体や介護事業所がデジタル中核人材を育成する際の参考を提示

厚労省HP介護現場における生産性向上

介護分野における
生産性向上ポータルサイト

介護分野における
「生産性向上」とは？

業務の改善活動の
支援・促し役

取組に活用可能な各種ツール

取組事例紹介

過去のイベント等

【自治体向け】取組の支援・
普及に向けた推進について

お知らせ

<https://www.mhlw.go.jp/kaigoseisansei/index.html>

2023年11月リリース

介護分野における
「生産性向上」とは？



業務の改善活動の
支援・促し役



取組に活用可能な各種ツール



取組事例紹介



過去のイベント等

【自治体向け】
取組の支援・普及に
向けた推進について



お知らせ

介護ロボットの開発・実証・普及の
プラットフォーム

介護ロボットの開発・実証・普及の
プラットフォームについてはこちら

NS MATCHING

ニーズ・シーズマッチング
支援事業についてはこちら

WAM NET
介護現場の生産性向上関連情報

WAM NETの介護現場の
生産性向上関連情報はこちら

ケアプラン
データ連携システム

ケアプランデータ連携システム（国保中央
会）のヘルプデスクサポートサイトはこちら



令和6年度介護職員の働きやすい職場環境づくり 内閣総理大臣表彰・厚生労働大臣表彰

表彰の目的

介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰は、職員の待遇改善、人材育成及び介護現場の生産性向上への取組が特に優れた介護事業者を表彰し、その功績をたたえ、広く紹介することを通じ、もって、介護職員の働く環境改善を推進することを目的とする。

※併せて、厚生労働大臣表彰も実施

選考基準 ※事業者の取組内容等について以下の観点から審査

1 働きやすい職場環境づくりに資する取組であること	2 実効性のある取組であること
○職員の待遇改善に係る取組がなされているか。 (取組の例) ・明確な給与体系の導入、休暇の取得促進や育児や介護との両立支援に関する制度の導入など、多様な人材が働きやすい環境を整備する取組 等 ○人材育成に係る取組がなされているか。 (取組の例) ・計画的な採用、新規採用職員に対する計画的な研修の実施や職員の経験・役職に応じた研修の実施など職員の人材育成に効果的な取組 等 ○介護現場の生産性向上に係る取組がなされているか。 (取組の例) ・事業所の課題を踏まえた目的を設定し、改善を図るための取組 等	・ 取組の実施により、職員の業務への満足度が高まっているか。 ・ 取組の実施により職員の負担軽減、サービスの質の確保が図られているか。 ・ 取組の実施に当たり、職員の意見を聞く機会があるか。 等
	3 持続性のある取組であること
	・ 取組が一過性のものでなく、継続的に取り組む体制や仕組みが整備・検討されているか。 等
	4 他の事業所での導入が期待される取組であること
	・ 多くの事業所への横展開が期待できる取組であるか。 ・ 取組を行おうとする他の事業所に対し、取組の経験のある職員の派遣、取組に係る視察の受け入れを行うなど、取組の横展開に協力的であるか。

参考) R5年度：推薦件数 60件（31都県から）

▶ 選考結果：総理大臣表彰 2件、厚生労働大臣表彰 4件、奨励賞 54件